

区内居宅訪問型保育事業者
(事業所・個人)各位

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課長
松岡 敏幸

運営状況の報告について (依頼)

日頃より、当区の保育行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

貴殿の実施する認可外の居宅訪問型保育事業について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項及び第59条の2の5並びに認可外保育施設に対する指導監督要綱（令和2年3月9日31世保認調第1236号）第7条の規定に基づき、下記のとおりご報告ください。

正当な理由がないにも関わらず、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。また、報告の有無に関しては、世田谷区ホームページで公開される予定ですのでご承知おきください。

記

1 提出書類

(1) 運営状況報告(エクセル表)

※区には原本を提出してください。控えとして、必ずコピーを事業所で保管してください。

※本様式は、世田谷区ホームページに掲載していますので、データで作成していただくことも可能です。

【掲載先】(ページ番号：185698)

ホーム>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育施設・事業>認可外保育施設>認可外保育施設について事業者の方向け情報(通知、事務連絡、お知らせ)>運営状況の報告について(認可外保育施設)

(2) 添付書類(各1部)

①有資格者(保育士・看護師・准看護師・保健師・助産師)については、資格が確認できる書類の写し

②上記①の資格がない方で、以下の研修修了者は、当該研修の修了証書の写し

- ・居宅訪問型保育研修(基礎研修)
- ・(公社)全国保育サービス協会のベビーシッター養成研修及びベビーシッター現任研修
- ・(公社)全国保育サービス協会の「認定ベビーシッター」の資格取得に関する科目の履修
- ・認可外の居宅訪問型保育研修
- ・子育て支援員研修(地域保育コースに限る)

- ・家庭的保育者等研修（基礎研修）
- ・家庭的保育者等研修（認定研修）
- ③上記②の研修以外で、その他研修修了者は、直近の研修の受講状況がわかる書類（受講証の写し等）
- ④事故にかかる保険会社との保険契約書類の写し（加入している場合のみ）
- ⑤パンフレット、料金表等（作成している場合のみ）

2 基準日

令和5年10月1日（日）

※10月1日が休業日の場合や全く稼働がなかった場合は、**直後**の営業日の状況をご記入ください。

3 提出期限

令和5年10月27日（金）厳守

4 提出方法及び提出先

封筒の表に「**運営状況報告書在中（居宅訪問型保育事業所又は、居宅訪問型保育事業個人事業主）**」とご記載のうえ、下記提出先に、郵送でご提出ください。

《提出先》

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課認可外保育施設担当（届出）

5 その他

(1) 下記の届出事項に変更が生じた場合は、別途、「認可外保育施設事業内容等変更届（別記第2号様式）」により速やかに届け出てください。

- ① 施設の名称・所在地・連絡先
- ② 設置者の氏名・住所・連絡先
- ③ 管理者（事業所長）の氏名・住所
- ④ 設備の規模・構造
- ⑤ 設置者が過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたか否かの別

(2) 令和5年10月1日時点で休止中または廃止済みの場合は、本報告は不要ですが、未届であれば「認可外保育施設休止・廃止届出書（別記第3号様式）」により速やかに届け出てください。

(3) 上記(1)～(2)について、必要な様式は、世田谷区ホームページからダウンロードしてください。

【掲載先】（ページ番号：185175）

ホーム>目次から探す>子ども・教育・若者支援>保育>保育施設・事業
>認可外保育施設>各種様式（居宅訪問型保育事業（いわゆるベビーシッター業）
設置者用）

本件担当：世田谷区子ども・若者部保育認定・調整課認可外保育施設担当
電話 03（5432）2224 Fax 03（5432）3018